

4-3-4 特定施設届出地区

1. 目的

○景観形成を図る必要のある幹線道路沿道について制限を行うものです。

2. 対象区域の範囲

○特定施設届出地区は、下表の路線（国道、県道、市道）の道路端から両側 20m以内の区域を設定します。

■特定施設届出地区（指定路線）

1 国道 325 号	14 市道古川伊倉線の一部	27 市道中片湖面橋線
2 国道 387 号	15 市道袈裟尾辺田線	28 市道竜門ダム右岸支線
3 県道菊池鹿北線	16 市道高田橋小野崎線	29 市道竜門ダム堤体本線
4 県道菊池赤水線	17 市道小野崎森北線	30 市道篠倉原本村
5 県道熊本菊鹿線の一部	18 市道田島住吉線の一部	31 市道鳳来 2 号線
6 県道阿蘇公園菊池線	19 市道旭志中央線	32 市道聖護寺線
7 県道植木インター菊池線	20 市道岩本片川瀬線の一部	33 市道迫水線
8 県道鯛生菊池線	21 市道西迫間玉祥寺線	34 市道伊倉線
9 県道二重峠菊池線の一部	22 市道松山原団地線の一部	35 市道野間口線
10 県道日生野隈府線	23 市道切明稗方線の一部	36 市道伊萩平線
11 県道原植木線の一部	24 市道亘深川線	37 市道妻越泗水線の一部
12 市道大琳寺木庭橋線	25 市道高柳深窪線	
13 市道西迫間寺小野線の一部	26 市道半尺穴川 1 号線	



■特定施設届出地区（指定路線）